



島根県報

平成27年3月27日（金）

号外第60号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

（管 財 課） 2

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則

（医 療 政 策 課） 4

公布された条例等のあらまし**◇島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則（規則第23号）**

1 規則の概要

- (1) 自動車保管場所の貸与の承認を受けた者が自動車保管場所に保管する自動車又は自動車の車両番号を変更した場合は、知事に届け出ることとした。（第8条の2・様式第3号の3関係）
- (2) 宿舎管理者は、宿舎の修繕が行われたときは、知事が別に定める方法により修繕の内容を記録し、整理することとした。（第20条関係）
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第24号）

1 規則の概要

研修支援資金の貸与回数は、後期研修医に対し平成27年度に貸与を開始する場合にあっては、1回とすることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第23号

島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則

島根県職員宿舎管理規則（昭和43年島根県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出しを「（自動車保管場所の使用に関する届）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 第6条の2第2項の承認を受けた者がその区画に保管する自動車又は自動車の車両番号を変更した場合は、自動車（車両番号）変更届（様式第3号の3）を知事に提出しなければならない。

第20条の見出しを「（宿舎修繕の記録）」に改め、同条中「宿舎修繕台帳（様式第9号）を備え」を削り、「所要事項を記載」を「知事が別に定める方法により修繕の内容を記録し、整理」に改める。

第23条第1項の表中「第8条の2」を「第8条の2第1項」に改める。

様式第1号中「① 有（ア 普通自動車 イ 軽自動車） ② 無」を

「① 有（ア 普通自動車 イ 軽自動車） 車両番号 ② 無」に改める。

様式第2号の2中「2 車 種 ア 普通自動車 イ 軽自動車」を

「2 車 種 ア 普通自動車 イ 軽自動車

に改める。

3 車 両 番 号 』

様式第3号の2の次に次の1様式を加える。

様式第3号の3 (第8条の2関係)

年 月 日

島根県知事 様

所 属 名

職 氏 名

㊞

自 動 車 (車 両 番 号) 変 更 届

自動車保管場所を使用する自動車(車両番号)を変更したので下記のとおり届け出ます。

記

1 宿 舎 名

2 自動車保管場所 区画番号 番

3 変 更 前

(1) 車 種 ア 普通自動車 イ 軽自動車

(2) 車 両 番 号

4 変 更 後

(1) 車 種 ア 普通自動車 イ 軽自動車

(2) 車 両 番 号

様式第5号の2中「3 車 種 ア 普通自動車 イ 軽自動車」を
「3 車 種 ア 普通自動車 イ 軽自動車

に改める。

4 車 両 番 号 」

様式第9号を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第24号

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則

研修医研修支援資金貸与規則（平成22年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「2回）」を「2回、平成27年度に貸与を開始する場合にあっては1回）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。